

お取引様用

含有化学物質管理基準

2005年	4月19日	制定
2007年	7月9日	改定第2版
2008年	5月8日	改定第3版
2010年	7月12日	改定第4版
2015年	2月16日	改定第5版
2017年	8月7日	改定第6版

FDK株式会社

All Rights Reserved, Copyright © FDK株式会社 2017

目 次

1. 目的.....	1
2. 適用範囲.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 含有化学物質管理基準.....	3
改定履歴.....	4

1. 目的

この管理基準は、FDKグループ（以下、当社という）の調達品と製品及びそれらの包装材に含有される化学物質の適正使用を徹底することを目的とする。

2. 適用範囲

当社の調達品と製品及びこれらの包装材に含有される化学物質に適用する。

3. 用語の定義

(1) 調達品（『FDKグループ指定化学物質リスト』では納入品）

当社の製品を構成する全ての部品（原材料を含む）、副資材及び生産補助材。

(2) 製品

- ① 当社で設計・製造し、販売する製品
- ② 当社が第三者に設計・製造を委託し、当社の商標を付して販売する製品
- ③ 当社が第三者から設計・製造の委託を受けた製品

(3) 包装材

当社の調達品と製品のための包装、梱包及び荷造りなどの材料。
例として、ダンボール、インキ、塗料、包装用バンド、ラベル、接着剤等がある。

(4) 副資材

製品の機能を満たすために使用する材料。例として、粘着テープ、はんだ材料、接着剤、塗料（コーティング、めっきを含む）等がある。

(5) 生産補助材

製品の機能と直接関係は無いが製品の製造過程で使用し、製品に付着されるもの。
例として、検査で使用したインキ（付着がある場合）、ラベル、仮固定用で使用したワックス/テープでの残留物質等がある。

(6) 含有化学物質

当社の調達品と製品及びこれらの包装材に含有されている化学物質。

(7) 含有

化学物質が意図的であるか否かを問わず、当社の調達品と製品及びそれらの包装材に、添加、充填、混入（不純物も含む。）または付着することをいう。
（製造プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含む。）

(8) 意図的添加

化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、

納入品の形成時に故意に使用すること。

(9) 素材

特定の使用目的をもって特定の位置に配置、形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない納入品を構成する各々の均一材料、または均一と見なせる複合材料。

(10) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

(11) 調剤

複数の物質からなる混合物または溶液。(例：接着剤、めっき液、塗料)

(12) 化学品

化学物質及び／又は混合物。

(13) 化学物質

天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

(14) 混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの。

(15) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの。

(16) 許容値

異なる材料に機械的に分離できない材料(均質材料)中における対象含有化学物質の超えてはならない最大濃度を ppm で示したもの。

(17) 含有率

化学物質の濃度で、単位は[ppm](質量比。1ppmは百万分の一)、または[wt%](質量比。1wt%は百分の一)等を用いる。

(各指定化学物質における含有率算出の考え方は、各表の注釈を参照すること)

(18) CAS No.

アメリカ化学会が作成したCAS (Chemical Abstract Service) の化学物質登録システムで使用している化学物質の登録No.。CAS番号ともいう。

4. 含有化学物質管理基準

含有化学物質は、下記の管理区分に従って管理する。各管理区分に含まれる化学物質とその管理基準は、『FDKグループ指定化学物質リスト』に定める。

URL : http://www.fdk.co.jp/kankyou/green_proc/proc_list.html

- ① 含有禁止物質
対象物品への含有が禁止される物質。
- ② 含有報告物質
対象物品への含有有無、含有量等を把握し、報告しなければならない物質。
含有していない場合、報告は不要。
- ③ 含有管理物質
対象物品への含有有無、含有量等を把握しておかなければならない物質。
- ④ 製造時使用禁止物質
製造時に使用を禁止する物質。
- ⑤ 購入電池及び電池部材に関する事項
購入電池及び電池部材に対して優先的に適用される事項。

改定履歴

版	年 月 日	記 事
1	2005 年 4 月 19 日	制定
2	2007 年 7 月 9 日	<p>1) 4. 管理基準の「・・・無条件禁止及び条件付禁止を・・・」を「・・・無条件禁止物質及び条件付禁止物質を・・・」に修正。</p> <p>2) 【別紙 1】含有化学物質管理基準において</p> <p>① 無条件禁止物質の「N-N' ジニトリル-パラ-フェニレンジアミン」を「N-N' ジトリル-パラ-フェニレンジアミン等」に修正。同様に【別紙 2】【別紙 3】も修正。</p> <p>② 条件付禁止物質のカドミウム及びその化合物の用途が下記以外の場合の許容値を「75ppm 未満」から「75(100)ppm 未満」に変更。注記「*5:デンマーク法令の改訂時から 100ppm 未満を適用する」を追記。</p> <p>③ 条件付禁止物質のカドミウム及びその化合物の用途が電池及び電池パックの場合の許容値を「250ppm 未満/電池の総重量」から「20ppm 未満/電池の総重量」に変更。</p> <p>④ 条件付禁止物質の鉛及びその化合物の用途が電池及び電池パックの場合の許容値「0.4%未満/電池の総重量」を削除。</p> <p>⑤ 条件付禁止物質の *4: の「98/101/EC(91/157/EEC, 93/86/EEC)」を「2006/66/EC」に変更。同様に【別紙 4】も変更。</p> <p>3) 【別紙 2】【別紙 3】【別紙 4】の物質群のアゾ化合物において「(特定アミンを形成するアゾ化合物)」を「(欧州指令、化審法等が特定するアミン類)」に変更。</p> <p>4) 【別紙 4】含有化学物質の関連法規及び規則等の PCB, PCT, その代用品類が関連する主な法規等において「2002/95/EC(EU/RoHS)」を「76/769/EEC」に修正。</p>

版	年 月 日	記 事								
3	2008年 5月 8日	<p>1) 【別紙 1】含有化学物質管理基準へ</p> <p>①無条件禁止物質へ CAS No. 3846-71-7、物質名 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール、法令 1を追記。</p> <p>②条件付禁止物質へ 物質名 PFOS パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 C₈F₁₇SO₂X (X=水酸基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、並びにポリマーを含むその他の誘導体) <small>*6</small></p> <table border="1" data-bbox="667 584 1425 779"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外</td> <td>1000ppm 未満^{*3}</td> </tr> <tr> <td>物質、調剤(グリス、オイル、コーティング剤など)</td> <td>50ppm 未満</td> </tr> <tr> <td>表面処理(メッキなど)コーティング</td> <td>1μg/m² 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記、*6:2006/122/EC で免除される使用方法は対象外を追記。</p> <p>2) 【別紙 4】含有化学物質の関連法規及び規則等のその他の条件付禁止物質へ禁止物質名 PFOS、関連する主な法規・規制等 76/769/EEC(+2006/122/EC)を追記。</p>	用途	許容値	下記以外	1000ppm 未満 ^{*3}	物質、調剤(グリス、オイル、コーティング剤など)	50ppm 未満	表面処理(メッキなど)コーティング	1μg/m ² 未満
用途	許容値									
下記以外	1000ppm 未満 ^{*3}									
物質、調剤(グリス、オイル、コーティング剤など)	50ppm 未満									
表面処理(メッキなど)コーティング	1μg/m ² 未満									
4	2010年 7月 12日	<p>1) 【別紙 1】の変更</p> <p>①無条件禁止物質に化審法第一種特定化学物質の 143-50-0 クロル^レコンを追加</p> <p>②無条件禁止物質の黄燐 CAS No. 7723-14-0 ⇒ 12185-10-3 に変更。</p> <p>2) 【別紙 3】の変更</p> <p>①含有化学物質リストに JIG101 Ed 3.0 との差分を追加。</p> <p>②含有化学物質リストの RoHS 6 物質のリストを JIG101 Ed 3.0 と同一に。</p> <p>③含有化学物質リストの無条件禁止物質に 143-50-0 クロル^レコンを追加。</p> <p>④含有化学物質リストに REACH SVHC 物質との差分を監視物質として追加。</p> <p>⑤JGPSSI 物質分類 No. を削除</p>								

版	年 月 日	記 事
5	2015 年 2 月 16 日	<p>1) 3. 用語の定義に、意図的添加, 素材, 調剤, 化学品, 化学物質, 混合物, 成形品を追加。ppm を含有率と変更し、定義の内容も変更。</p> <p>2) 4. 管理基準を含有化学物質の管理区分と改め、その区分と対象の化学物質も全面変更 ①それに伴い、3. 用語の定義の含有化学物質の管理区分を削除。 ②それに伴い、【別紙 1】、【別紙 2】、【別紙 3】を削除。</p> <p>3) 5. 関連法規及び規制等を削除 ①それに伴い、【別紙 4】を削除。</p>
6	2017 年 8 月 7 日	<p>1) 4. 含有化学物質管理基準と改め、含有化学物質の管理区分に、⑤購入電池及び電池部材に関する事項を追加。</p>